

令和5年度

市政モニターのおしり

みとの魅力発信課 市民相談室

目 次

みとの魅力発信課について

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | みとの魅力発信課の業務内容について | 1 |
| 2 | 広聴業務について | 1 |

市政モニターについて

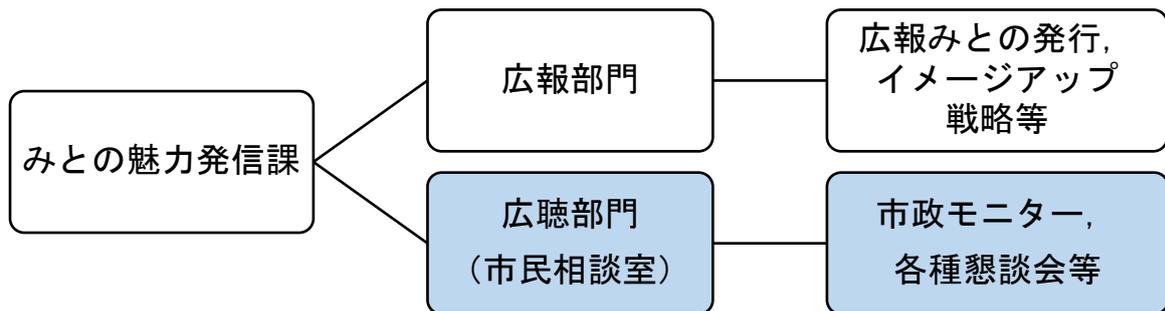
- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 市政モニター活動の趣旨 | 3 |
| 2 | 市政モニターの活動内容 | 3 |
| 3 | 任期 | 10 |
| 4 | 報償 | 10 |
| 5 | 市政モニター会議の年間スケジュール(予定) | 11 |
| 6 | 注意事項 | 12 |
| 7 | 市政モニターに関する事務 | 12 |

みとの魅力発信課について

1 みとの魅力発信課の業務内容について

みとの魅力発信課では、より効果的・効率的な市政の執行に向け、広報部門と広聴部門に分かれ、業務を行っています。市民相談室は、広聴部門に属します。

広報部門では、市政を周知するために広報紙（広報みと）の発行や市のイメージアップ戦略等を取扱い、広聴部門では、市政に対する市民の皆様の声をお聴きするために、市政モニターや市民懇談会等を取扱っております。



2 広聴業務について

市では、市政モニター制度の他にも、次のような広聴業務を行っています。

○各種懇談会

- ・市民懇談会…地区会が主体となって、住民と行政が地域の諸問題等について意見交換を行っています。
- ・行政懇談会…各種団体、教育機関等と連携し、特定の分野への政策提言をいただいたり、意見交換を行っています。

○インターネットモニター

インターネットを利用して市政についてのアンケートを実施し、市政運営の参考としております。パソコンや携帯電話からモニター登録していただきます。携帯電話からは下記のQRコードから登録可能ですので、是非御登録下さい。



○市民相談

市民からの相談・要望等（来訪・電話・郵便・FAX・Eメール等）の受付および処理をしています。

- ・行政事案…職員が対応しています。
- ・民事事案…簡易なものは、職員が対応しています。
弁護士，税理士，行政書士，社会保険労務士などによる相談窓口を開設しています。

○市ホームページにおける相談・要望等の受付

市のホームページを活用して市民の皆様の御意見を受け付けています。

The screenshot shows the Mito City Official Site homepage. At the top, there is a navigation bar with the city logo, language options (Japanese, English), text size controls, and background color options. Below this is a search bar and a menu with categories like '暮らし・手続き' (Living/Procedures), '健康と福祉' (Health and Welfare), '文化・教育・スポーツ' (Culture, Education, Sports), '観光・交流' (Tourism/Exchange), '産業・しごと・開発' (Industry/Work/Development), and '市政' (Municipal Government). The main content area features a 'さがしかた別' (Search by Category) section with buttons for '分類からさがす' (Search by Category), '組織からさがす' (Search by Organization), 'カレンダーからさがす' (Search by Calendar), 'よくある質問からさがす' (Search by FAQ), and '地図からさがす' (Search by Map). Below this is a '利用者別' (Search by User) section with buttons for '妊産婦・幼児' (Pregnant women/Infants), '小中学生' (Elementary and middle school students), '高齢者' (Elderly), '外国人の方' (Foreigners), and '障害のある方' (People with disabilities). A large banner for '水戸市 市政トピックス 2022' (Mito City Municipal Topics 2022) is also visible. At the bottom, a section titled 'ご意見・ご相談など' (Opinions and Consultations) contains four buttons: 'ご意見・お問合せ' (Opinions and Inquiries), '相談窓口' (Consultation Window), 'よくある質問' (FAQ), and 'パブリックコメント' (Public Comment). The 'ご意見・お問合せ' button is circled in red.

市政モニターについて

1 市政モニター活動の趣旨

より良い広聴環境の形成のため、20歳～39歳の若い世代に市政を紹介するとともに、市政を研究した御意見等を市にいただくことを活動の趣旨としています。

水戸市市政モニターは、昭和43年度から制度化されています。

2 市政モニターの活動内容

市政モニターの皆様には、次の活動をお願いいたします。なお、必ずしも全てを行っていただく必要はないため、可能な範囲での御参加をお願いします。

(1) 提言書作成及び市政モニター会議への参加

「水戸市の移住や定住の促進に向けたまちづくり」をテーマに提言書を作成していただきます。『水戸市で暮らしたい!』と多くの方から思ってもらえるまちづくりについて、市民目線から御検討ください。

提言書完成後、皆様から市長へ提言書を直接提出していただくとともに、その内容を発表していただきます。その後、市では庁内全ての部署で提言書を共有させていただくとともに、今年度からは、市民の皆様にも提言内容を広く周知するため、発表時の提案者と市長との対話や市長からの回答をまとめた議事録を市ホームページで公表します。市政モニターの皆様には、この議事録を回答として別途送付させていただきます。

この提言書を作成するため、市政モニター会議を複数回開催いたします。皆様には会議へ御出席いただき、テーマについて意見交換をしていただきます。なお、作成方法等の詳細は第2回会議以降でお知らせいたします。

また、オンラインでも意見交換できるよう、LINE WORKSを活用する予定です。インストール等の御協力をお願いいたします。



発表の様子（令和４年度）

(2) 施設見学への参加

市の取組を知っていただくため、マイクロバス等を使用し、市の施設を見学していただきます。実施時期は秋ごろを予定しており、詳細が決まり次第、追って連絡いたします。



水戸市新市民会館
（7月2日オープン）



市清掃工場

(3) 市政モニター意見書の提出

本市では、「広報みと」、「市ホームページ」、「SNS（ライン、ツイッター、フェイスブック等）」、「メールマガジン」等を活用し、随時市の取組の情報を発信しています。これらにつきまして、気になる記事等がございましたら、御意見・御質問等をお寄せください。その他、日頃、市政に対し考えている御意見・御質問等も受け付けています。

提出していただいた御意見・御質問等については、関係部署に回付し、情報共有をさせていただきます。意見書への回答を御希望の場合には、市長決裁により回答を作成し、提出された市政モニター様へ回答いたします。

なお、市政モニター意見書の様式については、別途電子メールにて送付いたします。

▼広報みと

広報みとは、水戸市の広報紙です。さまざまな行政情報のほか、各種催しなどを掲載しています。広報みと表紙毎月、1日号（特集号、カラー16ページ）と、15日号（お知らせ号、2色刷り、16ページ）を発行しています。

発行部数：89,000部／号



▼水戸市公式ホームページ

水戸市ではホームページを開設し、利用者や行政サービスごとのカテゴリ別に情報を総合的に発信しています。令和4年8月1日にリニューアルを行い、スマートフォンからも閲覧しやすいデザインにするなど、分かりやすく見やすい運用に努めています。

閲覧数：約100～150万／月



▼水戸市公式 LINE

市政情報やイベント情報、災害情報などを発信しています。プッシュ通知で直接スマートフォンにお知らせが届くため、多くても1日に3回程度までの頻度で発信しています。

友だち登録時にアンケートに回答すると、自分に合った情報が届くのが特徴で、特にごみ収集日の前日にお知らせが届く機能が市民の方から好評です。

友だち追加数：57,681人（令和5年4月21日現在）



▼水戸市公式 Twitter

市政情報やイベント情報，災害情報などのほか，風景や花をはじめとした写真や動画など，水戸市の魅力を発信しています。

トレンドや流行に合わせた投稿を意識しているほか，同じ情報を繰り返し投稿したり，きれいな写真や動画を投稿したりして，利用者が目に留めてもらいやすい工夫をしています。

フォロワー数：49,219人（令和5年4月21日現在）



▼水戸市公式 Facebook ページ

市政情報やイベント情報，災害情報などのほか，風景や花をはじめとした写真や動画など，水戸市の魅力を発信しています。

一つの投稿につき写真を多く投稿できることから，イベントや市内でのできごとなどを事後的に投稿することもあります。

フォロワー数：14,029人（令和5年4月21日現在）



▼水戸市公式 Instagram

令和5年4月25日に市公式アカウントを開設しました。

日常の中で見つけた水戸市の魅力を，写真や動画で投稿しています。

一般の利用者から「#みとさんぽ」のついた投稿を募集し，市公式アカウントでも発信することで，水戸市の魅力を広く発信しています。

フォロワー数：2,027人（令和5年5月2日現在）



▼水戸市メールマガジン

各種市政情報を発信する定期配信（毎月 1 日，15 日）のほか，災害情報や通学路における不審者情報を発信しています。

また，インターネットモニターとして，メールマガジン登録者に市の施策に関するアンケートを回答していただき，今後の市政運営に役立てる取組も行っています。

【登録者数】※令和5年3月31日現在。

定期配信：5,670 人

災害情報：10,326 人

不審者情報：6,514 人

インターネットモニター：1,645 人



▼水戸市公式 YouTube チャンネル

イベントの告知や市からのお知らせなど，幅広い情報を動画で発信しています。

水戸偕楽園花火大会や市長記者会見などのライブ配信も行っています。

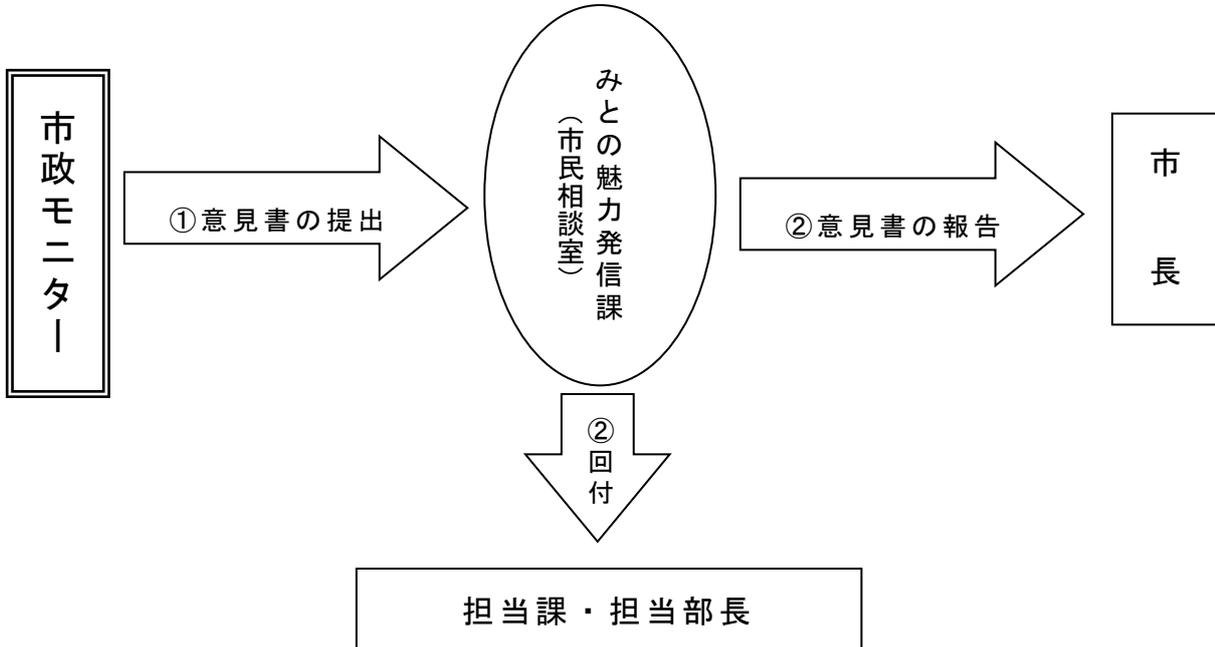
総再生回数／3,862,233 回（令和5年4月21日現在）

チャンネル登録者数／7,128 人（令和5年4月21日現在）

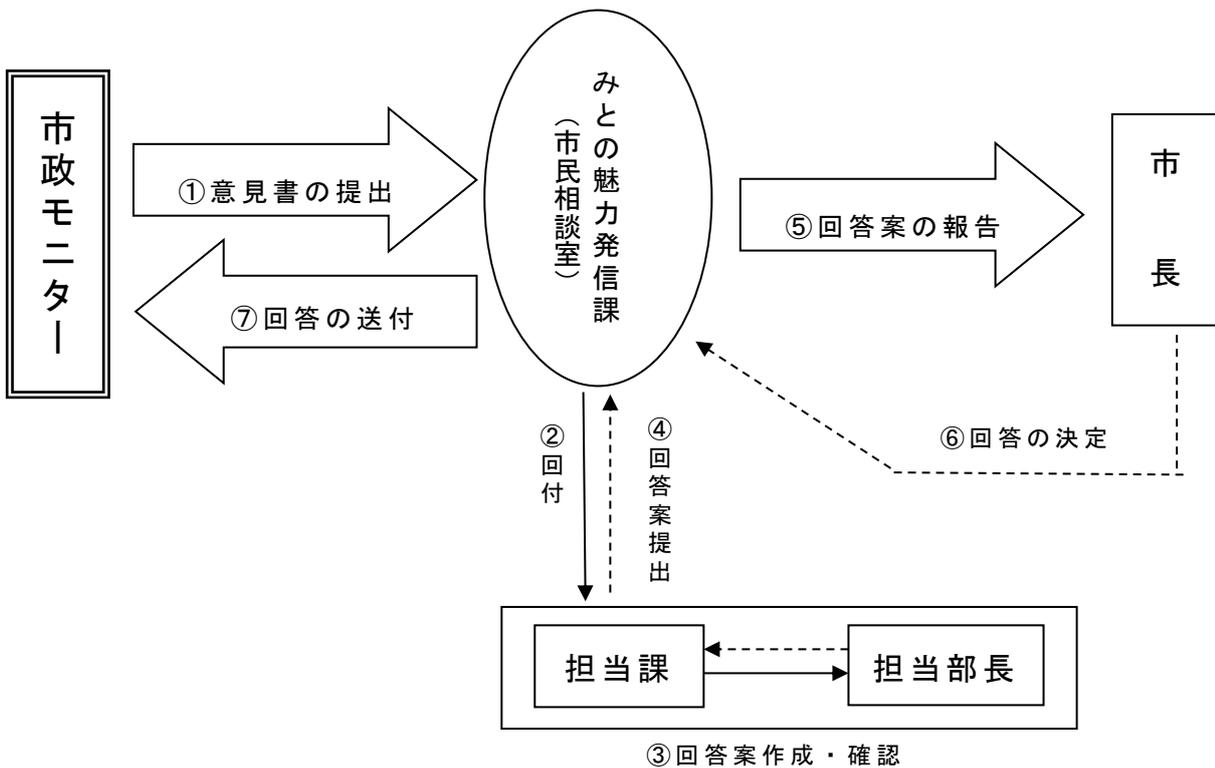


※「市政モニター意見書」は、次のように対応いたします。

【回答希望無しの場合】



【回答希望ありの場合】



市政モニター意見書

年 ○ 月 ○ 日

氏名 △△ △△

件名 広報みと4月1日号について

内容

（あなたが気づいた「御意見・御質問等」をご記入ください）

（例1）

最終ページに記載の「水戸の城さんぽ」について、面白いと思いました。次に掲載する時期も載せてもらえると分かりやすいと思います。

（例2）

市政運営に関する基本方針の「未来を創る子どもたちを育む」において、子育て世帯への支援をうたっていますが、以下のデータから出生数の向上には結婚することが大事であると読み取れるため、子育て支援よりも結婚支援の方が効果的であると考えます。

データ	昭和 60 年	平成 27 年
合計特殊出生率	1.76	1.45
有配偶出生率	72.7%	79.5%
完結出生児数	2.19（昭和 62 年）	1.94

（出典）厚生労働省及び国立社会保障・人口問題研究所から

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/backdata/01-01-01-07.html>

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/syussyo07/d1/gaikyou.pdf>

https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/gaiyou15html/NFS15G_html07.html

回答希望 （ する ・ しない ）

(4) その他

上記の他，状況に応じて，市政モニターの皆様に市政への御協力を
をお願いすることもございます。

令和4年度においては，「水戸市第7次総合計画」に係るアンケート調査の協力をお願いしました。

3 任 期

委嘱された日から令和6年3月31日まで

4 報 償

年額12,000円（令和6年3月に支払予定）

5 市政モニター会議の年間スケジュール（予定）

会議	期日	内容
第1回	5月12日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政モニターの説明 ・ 市政概要の説明
第2回	6月8日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ テーマである「水戸市の移住や定住の促進に向けたまちづくり」の検討 ・ 市からの情報提供
第3回	7月中旬頃	
第4回	8月中旬頃	
第5回	10月上旬頃	
第6回	11月下旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ テーマである「水戸市の移住や定住の促進に向けたまちづくり」の検討及び提言書の校正
第7回	1月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長への提言内容の発表方法等の確認
第8回	2月下旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長へ提言書提出 <p>（参考）令和4年度市政モニター提言書</p> <p>テーマ：水戸市の移住・定住促進に向けた取組</p> <p>小テーマ1：「子育て・教育」</p> <p>小テーマ2：「みとで働く」</p> <p>小テーマ3：「ON/OFFもみとでいられるまちづくり」</p>

6 注意事項

- 以下のいずれかに該当することになったときは、委嘱を取り消すことがあります。（水戸市市政モニター要項第8条第3号）
 - (1) 国又は地方公共団体の議会の議員
 - (2) 国家公務員又は地方公務員
 - (3) 国又は他の地方公共団体においてモニターに類する活動をしている者
- 円滑な市政モニター活動の運営のため、以下の行為、若しくはそのおそれのある行為を行わないようご注意ください。
 - (1) 他の市政モニター又は第三者を誹謗・中傷する行為
 - (2) 他の市政モニター又は第三者に不利益を与える行為
 - (3) 他の市政モニターに対し商業、政治、宗教等の宣伝、勧誘をする行為
 - (4) 市政モニター制度の運営を妨害する行為

7 市政モニターに関する事務

市政モニターに関する事務は、市民相談室が担当いたします。

連絡先 〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号
水戸市 市長公室 みとの魅力発信課 市民相談室
市民相談室長
相談係長
市政モニター担当
(電話) 029-232-9109
(FAX) 029-232-9289